

[ 事案 21-90 ] 契約無効確認・既払込保険料返還請求

・平成 22 年 4 月 28 日 裁定打切り

< 事案の概要 >

銀行を通じて変額個人年金保険に加入したが、契約申込当時、高次脳機能障害の状態ですり事理弁識能力がなく、また、募集行為に瑕疵があったことから、契約を無効にして既払込保険料を返還して欲しい。

< 申立人の主張 >

平成 20 年 2 月、募集人（銀行員）より、変額個人年金保険の訪問勧誘を受けた。申立人はかねてより株などリスクがある商品は購入しない、売買代金について定期預金や親族へのお金以外は自己資金として使いたい旨話していたことから、申立人の意向に沿って商品を勧めてくれているものと信頼して一時払保険料を払い込み、変額年金保険に加入した。

しかし、下記のとおり、本契約には問題があるので契約を無効・取消とし、一時払保険料を返還して欲しい。

- (1) 申立人（79 歳）は、当時既に高次脳機能障害の状態により、多弁で言いたいことを言うことが多く、他人との意思疎通ができない、見当識障害が多いという状態にあった。なお、勧誘に際しては家族との同席がなかった。
- (2) （予備的主張）申立人は、本件契約が、途中解約した場合に大きな損失が出るリスクのある商品であるにもかかわらず、リスクがない商品と認識しており、契約の重要な内容について錯誤があり無効である。
- (3) 募集人は、認知障害等の状況にある高齢者の申立人に対して、申立人が所有していたマンションの賃料収入と同程度の年金が得られるなどとうたい、変額個人年金保険の不利な内容について理解させることなく契約をさせた。申立人の生前には巨額の損失を負担しなければ資金を使うことができないものであり、こうした契約は公序良俗に反して無効である。
- (4) 本件契約には、以下の違法性がある。
  - a) 申立人は高次脳機能障害の状態であり、リスク性商品や途中解約した場合に大きく目減りする商品への投資の意向はまったく有していなかったものであり、申立人の判断能力、知識経験、契約目的等に適合しない商品を勧誘した（適合性の原則違反）。
  - b) 募集人（銀行員）は、本件変額年金保険のリスクについて、申立人に理解されるために必要な方法および程度による説明を行わなかった（説明義務違反）。

< 保険会社の主張 >

募集人（銀行員）に対し募集経緯について確認を行った結果、下記のとおり意思無能力状態での契約との主張は全く事実と反するものであり、申立人の要求する契約無効・既払込保険料返還に応ずることは出来ない。

- (1) 申立人が主張する錯誤無効、公序良俗違反による無効、適合性原則違反、説明義務違反は、いずれも判断能力の存在を前提としており、高次脳機能障害による意思無能力の主張と矛盾している。
- (2) 契約に至る 6 回の面談の間、申立人は募集人の説明をしっかりと理解し、相談したい論点を明示して募集人に自宅に来るよう要請し、当該論点についての自分の考えを募集人に説明し、さらには相談のために銀行に来店されるなど、到底事理弁識能力を欠いていると

は考えられない対応をしていた。また、申立人は「高次脳機能障害」の診断書を提出しているが、これは本件保険契約の締結から1年以上経った検査結果であって、本件保険契約締結時点における事理弁識能力を推認しえるものではない。

- (3) 募集人はパンフレットに基づき商品の仕組み及び中途解約時等元本に関するリスクについて説明し、計6回に及ぶ面接の間、重要事項の説明を重ねており、申立人は理解したうえで申込みに至った。また、本件契約の募集に至ったのは、申立人より「マンション売却金の用途で何か良い提案がないか」といった旨を尋ねられたことに端を発するのであり、募集人から「従前の賃料収入と同程度の年金が得られる」とうたったことはない。

< 裁定の概要 >

裁定審査会では、申立人および保険会社から提出された書面に基づき審理した結果、下記のとおり、本件事案について事実を認定するためには、厳密な証拠調手続きを経る必要があり、裁判外紛争解決機関である当裁定審査会はこのような証拠調手続きを有しておらず、公正かつ適正な判断を行うためには、本件は裁判所における訴訟による解決が適当であり、当裁定審査会において裁定を行うことは適当でないと判断し、生命保険相談所規程第38条1項(4)により、裁定手続を打ち切ることとした。

- (1) 申立人から提出された平成21年5月付診断書によれば、診断名欄に「認知障害(症)・高次脳機能障害」と、所見欄には「精神の機能低下は(平成20年7月より)前からあったものと考えられる」と各記載されており、またMRI画像によれば、脳の一部に萎縮が認められる。
- (2) しかしながら、高次脳機能障害が直ちに事理弁識能力(意思能力)の欠如を意味するものではなく、また、上記証拠からだけでは、直ちに、契約申込み当時(平成20年2月)に申立人が意思能力を欠如していたと確信を抱くまでには至らない。

もとより、申立人が、契約申込み当時に既に意思能力を欠如していた可能性は十分にあるが、この点を判断するためには、より詳細に当時の申立人の病状を調査し、医学的な観点を基礎に慎重に判断することが必要である。